

松下電工伊賀上野 テクニカルプラザを見学して

平成三年度第一回研修見学会
四月五日金

西柳公園の満開の桜に見送られて、午前十一時五分、小型サロンプラスで、都ホテル前を出発。支部会員十二名、松下電工三名の十五名で出発しました。

東名阪伊賀一宮ICを降り、国道一六三号で上野市へ入りました。市街地の北側を流れる服部川(下流では木津川から淀川となる)と、その北側を走るJR関西線に挟まれ、田園地帯の中に、松下電工伊賀上野工場がありました。

「テクニカルプラザ」とは、外装材についての情報提供を目的につくられた、「情報発信基地」とのことだそうです。

工場内で昼食の後、外装材事業部技術部長、原田氏の挨拶をうけ、午後一時三十分より工場見学に入りました。外装材の繊維混入フライアッシュスラグセメント板(商品名、ベルマディンク)、屋根材では石綿スレート瓦(商品名、フルセラム)の生産ラインを約一時間見学しました。機械化された部分と、人の手による部分と、人の手による部分と、人の手による部分の対比に興味をひかれました。

続いて、テクニカルプラザ、品質評価センターで、耐候性、凍結融解、結露、乾湿、耐水等の各種テストの見学・実物モデルのトータルコーディネート体験。及びコンピュータによる積算、結露診断の説明を受けました。メーカーと



一行様 伊賀上野工場 見学記念撮影
4月5日 テクニカルプラザ 伊賀上野工場 伊賀上野工場

ヤマザキマザック工場を見学して

ヤマザキマザック美濃加茂製作所及び、
同社大山迎賓館「暫遊荘」
八月十三日(休) 名古屋六支部合同

梅雨の不安定な空模様の中、折々タミ傘をバッグに入れて、都ホテル前を出発。当初参加人数五十名以内の予想を上まわって、六十五名の参加。バス二台の研修会となりました。

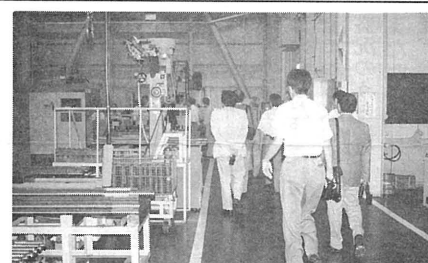
美濃加茂という地に、世界の最先端技術の工場をつくらうとした理由の一つに、この地が旧中仙道太田宿であり、西に刃物の町、関その北に和紙の里、美濃市、南東に焼物の美濃、瀬戸、北には飛騨匠の高山があり、匠の里に囲まれた町として、世界の技術を生み出すのにふさわしい地と考えたからだそうです。又「匠育ちのハイテク集団」として誇りを持つて自称しているそうです。

工場では0.1ミクロンの精度を競う工作機械(マザーマシン)の無人化ラインや無人部品庫が巨大な空間のなかに整然とレイアウトされておられ、スケールの大きさに目を奪われました。昼食後、予定時間一杯まで質疑応答があり、工場見学を終えました。

午後一時十分、工場を出発、次の見学場所大山へ、国道二十一号を日本ラインに添って下っていくうち、雨が降り出した。空から雨が降り出し、更に稲妻を伴って激しい降りになってしまいました。犬山の最北端、先程走ってきた二十一号を向うにした、木曽川河畔の地に「暫遊荘」がありました。



「暫遊荘」は旧高松邸で



「名古屋の財界人、高松定一が大正六年に本邸として建築したもの」「芸術新潮一九八九・十で、「名古屋の数寄屋普請の到達した高い水準が示されている」住宅建築一九九一・三二もので

山崎照幸氏が、この高松邸を解体移築し、迎賓館として再生することになったのは、古くから数寄屋造、書院造への興味、他、工作機械という国の基幹産業として、世界に誇るべき技術を持つ「現代の匠」として、相通ずるものがあつたからではないでしょうか。

この「暫遊荘」の詳細は前記の二冊に記されています。雨の木曽川、露地、数寄屋、このやさらかな空間を実体験できたことは、大切な思い出として残ることでしょう。

随想

杉野 金一



読者のコーナー

先ずは愛知建築士会名古屋支部の会報「いせいの発刊」同慶の至りです。当支部は名古屋城西に位置し、金の鯉を東に仰ぎ西に清洲城を持つ雄大な環境にあり、更に交通の中心名古屋駅を控え、又国際会館劇場など社会文化の施設も備え、且つ調度ある豊公、清正公の神社その他名所旧跡の多い地域であります。いわゆる地の利を得た交通文化の中心地だと自負出来ると思います。恵まれた土地に住む我々建築士は良き伝統を守り築きある土地の発展の為に建築の分野で最善を尽くす使命があると思えます。この上は会員の特に若い人の活躍を期待してやみません。諸表題の随想とは心に浮ぶままの考えの事です。その心(マインド)

本会だより

①「平成三年度通常総会」開催される

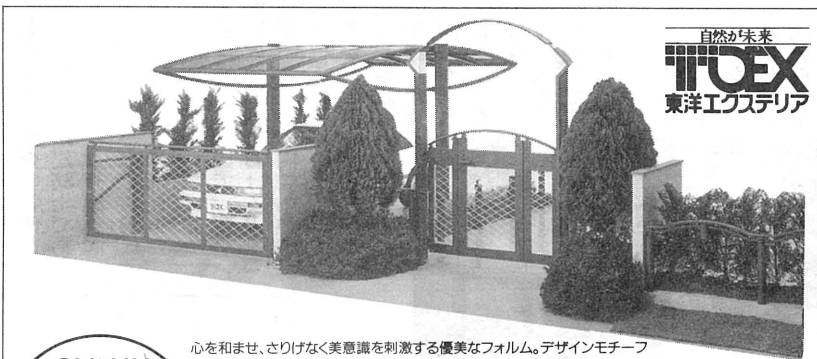
五月十八日(土)午後二時より、昭和ビル九階ホールにおいて、通常総会が開催され、新会長に藤川寿男氏が選出されました。新執行部のメンバーは「愛知の建築」八月号に発表されます。

②「新美南吉記念館」公開設計競技について
「愛知の建築」六月号に委員会報告として、その

審査の経過が発表されていますのでお読み下さい。

③「国際トリエンナーレ in 愛知」準備委員会の発足について
三月理事会で設置が承認されましたので、活動を開始することになりました。その内容につきましては、逐次発表されることと思えます。次号でお伝えすることにいたします。

は身体はどこにあるのでしょうか? 欧米人にマインドはどこにあるかと聞くと概ね頭を指すそうです。恐らく日本人は意外に思うでしょう。日本人は殆どの人が胸と頭を指しているからです。されど胸といつても左の方を意識しての事でしよう。それは人間の生命心臓があるからです。この事を思うと心とマインドは違いますが同じだと書いてあります。そして心とは知力、理性、感情の事で無形の存在です。そうすると欧米人の「マインド」は頭(脳)というのも一理ある様な気がします。言葉とか働きは心とのつながりがあり、人体生命、心との関係は別々のものでなく一つのもので統一されているという事です。いわゆる健全な身体に良い心が宿るということでしょう。人間の肉体的ことは医学で種々分かっていても心のことは解明出来ない部分が多いという現状です。今問題になっている人間の死についても脳死か心臓死かがある様に頭と胸との関係がうかがわれます。



自然が未来
TOEX
東洋エクステリア

心を和ませ、さりげなく美意識を刺激する優美なフォルム。デザインモチーフをエレガンスの極みともいえる卵形(オーバル)に求めたニューシリーズです。車の出し入れが容易な2本柱カーポートのオーバリーポートをはじめ、門扉、アーチ、フェンス、オーバードアなど、多彩に揃えました。用途に、お好みに合わせて自由にセレクト。トータルコーディネートが個性豊かに展開できます。

東洋エクステリア株式会社

■中京支店 〒491 一宮市丹陽町伝法寺女勝503 ☎0586-76-5411

A&I 快適を科学します

National
松下電工

松下電工株式会社

〒450 名古屋市中村区名駅南二丁目7番55号

お知らせ

記念式典について

愛知建築士会創立四十周年記念事業として支部対抗のゴルフ大会(八月一日)とソフトボール大会(八月十三日)が行なわれます。また第三十四回建築士全国大会が九月二十六・二十七日に幕張メッセに於て開かれます。参加希望の方は支部事務局まで問い合わせ下さい。

建築基準法解説シリーズ

— 施行令112条防火区画の解説 —

解説担当 馬場 富雄

はじめに

このたび、広報渉外委員会より建築基準法の解説をくわしく、連載物で書けという依頼がまいりました。一寸私にとっては重荷だとはい思いましたが、なんとか引き受けることにしました。となると書く方にとっては、かえって苦しいことになっています。今回は委員会より、内容も制約されてしまっています。今回は委員会より、どれだけの量になってもよろしい、連載物の終りの時期が決めてないからとの有難いお言葉をいただき、のびのびと書ける、またとな機会だと思ったからです。先回の支部ニュースでも一寸書きましたが最近の建築主は非常によく勉強をしております。基準法に関する質問でも規制の内容を聞くと同時になぜこのような規制をするのかと聞きます。「基準法の本にそう書いてあるから仕方がないじゃないですか」などと答えていては建築士の社会的レベルは、いつまでたっても上がりません。ですから今回は規制の内容を説明すると同時になぜそのような規制を行うかを、できるだけ書くことにしました。

防火区画の意味

防火区画とは読んで字の如く火(煙も含まれる)を区画の中で閉じ込めてしまひ、小事の犠牲で大事を防

では防災設計をやらない人もでてしまい、建物の平均的な防災が確保されません。このために最低の基準を定めたのがこの112条なのです。

かいことまで決めておりませんが、先程申しましたようにこの最低から如何にレベルアップするかという考えで設計して下さることを希望します。「法の規準さえ守ればよいんだ」余分なことに金をかけるな」と言うようなセリフがどこからか聞えてきます。もしこのセリフを忠実に守っていると建築基準法は更にご厚くなつてゆきます。

そして最後には設計の自由がほとんどなくなり、設計という意味がなくなってしまうような状態になってしまうのです。

防火区画規制の歴史的考察

私たちの今守っている建築基準法は市街地建築物法に変わって昭和二十五年にうぶ声を上げました。当時の社会状況は敗戦直後で大都市はまだ焼跡が目立ち木造

ト造の工事を一度経験したいということで一生けんめいでした。そのようなことです。この112条のごやつかいになるような建物は、大へんに少なかったのです。その時の112条を次にかけます。

第一一二条(防火区画)

主要構造部が耐火構造又は不燃材料で造られた建築物で、延べ面積が千五百平方メートル

をこえるものは、延べ面積千五百平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸で区画しなければならぬ。但し、スプリンクラーを設備

した建築物の部分である場合又は劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場の客席、屋内運動場、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分でその用途上やむを得ない場合においては、この限りでない。

建築物の一部が法第二十四条第一項の各号の一に該当する場合においては、その部分とその他の部分とを耐火構造とした壁又は両面

は甲種防火戸若しくは乙種防火戸（第一百条第二項第三号及び第六号に掲げるものを除く。）で区画しなければならない。

二十七条の各号の一に該当する場合においては、その部分とその他の部分とを耐火構造とした床若しくは壁又は甲種防火戸で区画しなければならぬ。

方へ進みました。次から次へと項目の新設が行なわれてしまったのです。度重なる災害の発生に「いったいどうなっているんだ」という世論が沸騰し、どうすることもできなかったからです。

現時点では当時の三項目が十六項目に増えました。これから先も増えないという保証はありません。しかし、もうこれ以上ふやしてはいけないと思います。設計の自由がますます束縛されます。これを防ぐのは、いつに設計者の防災設計の先取りにかかっているのです。その場合法律は追いつき

けません。設計の自由も保たれます。何階以上の建物にはエレベーターを設置しなければならなどと言う規制は今だにありません。皆が自主的に設置して

エレベーターを設置しないと、使い勝手の悪さから世論がおこり法律になります。その場合、おそらく何階以上で床面積何平方メートルにつき一台とかなんと

す。たとえば三百平方メートルにつき一台とすると、二百九十九平方メートルなら一台、三百一平方メートルなら二台なんてことになります。ほんの少しの床面積のことで一台になったり

です。そもそもこの建物にエレベーターを何台設けようかなどということは設計者の自由であるべきことなのです。法制化によって起きる変な矛盾を法制上の必要悪などと言っている人が

要悪などと言つてゐたつて、
ていますが、そんなことはな
いにこしたことはありません
ん。

以上ちよつと脱線した話
になりましたが、とにかく

改正年	主な内容
昭和26年	第2項の字句改正
昭和31年	外壁で防火区画壁と接する部分を長さ90cm以上耐火壁にする (五項目となる)
昭和33年	・配管が防火区画壁を貫通するとき、その穴をモルタルで充填する ・防火ダンパーの設置義務追加 (七項目となる)
昭和34年	簡易耐火建築物についての規制を追加 (十項目となる)
昭和36年	区画免除の条件としてスプリンクラーの他に水噴霧消火設備、泡消火設備を追加
昭和39年	超高層ビルに対応して1階以上の部分の規制強化(百平方メートル区画) (12項目となる)
昭和44年	・スプリンクラー等での区画免除を床面積のよまでとする (煙に対応) ・タテ穴区画を追加
昭和45年	・専用住宅の規制を緩和 ・防火扉の高温による自動閉鎖を義務付ける
昭和48年	・常時閉鎖防火扉は面積が三平方メートル以内とする ・タテ穴区画の防火扉は煙による自動閉鎖を義務付ける ・防火ダンパーの構造強化
昭和55年	タテ穴区画以外の区画に設ける防火扉は煙感知自動閉鎖も可とした。

準防火地域木造三階建て

防火設計指針について

準防火地域の木造三階建てに係る法令の改正については、近年の火災に関する研究の進展や木造建築物の防火性能の向上に関する構法及び計画技術の確立、普及等を踏まえ、防火上必要技術基準を満たせば準防火地域内でも三階建ての木造建築物を建てることができるようになった。

- 防火上必要な措置は、つぎの様に制限がある。
- ①外壁の開口部の構造及び面積の制限
- ①隣地境界線からの水平距離が1m以下の外壁の開口部の構造
- ②同右5m以下の場合の開口部の構造及び面積の構造
- ②外壁の構造
- ①外壁の室内側の防火被覆
- ②防火被覆の取合い等の部分の構造
- ③軒裏の構造
- ④主要構造部である耐力壁、柱及びはりの構造
- ①主要構造部の防火被覆
- ①屋根の屋内側は屋根トラスの直下の天井の防火被覆
- ②防火被覆の取合い等の構造
- (7)三階部分の防火措置
- ①三階の室の部分と他の部分との区画の防火措置
- ②防火措置の構造及び仕様
- 準防火地域内に木造三階建ての住宅を建てる場合は、この制限をすべてクリアしなければならない。
- なお図1及び2に概要が示されているので参照されたい。

但し、小径12cm以上の柱及びはりは除く

②防火被覆の取合い等の部分の構造

③床又は床の直下の天井の構造

④床の裏側又は直下の天井の防火被覆

⑤防火被覆の取合い等の部分の構造

⑥屋根又はその直下の天井の構造

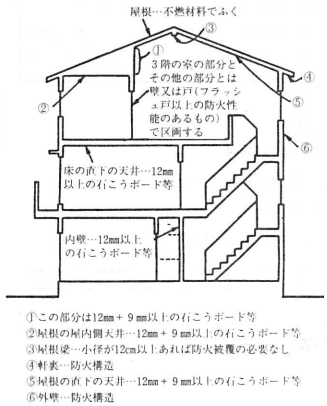


図2 外壁、床、天井等の概要

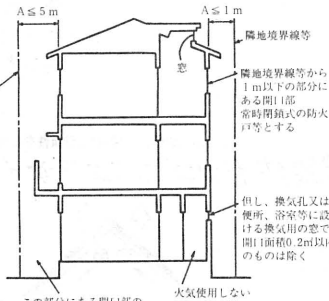


図1 外壁開口部の構造及び面積制限概要

内装材の新しい提案、『サンゲツ・ガラスフィルム』。

ガラスの装飾による新しい空間の演出として、ガラスフィルムは、ガラスをステンドグラス調、エッチンググラス調、磨りガラス調、ガラスブロック調など4種類の異なった質感のフィルムで構成。21点という豊富な模様・柄のなかからイメージに最適のガラスフィルムを選ぶことができます。

 **SANGETSU**
 名古屋店/ショールーム 名古屋市西区堀下1-4-1 ☎052(564)31



SANGETSU

名古屋店/ショールーム 名古屋市西区幅下1-4-1 ☎052(564)3111

各種大型テント・TMトラス・産業資材・土木資材

太陽工業株式会社 名古屋支店

〒450 名古屋市中村区名駅南 2-8-11

TEL<052>541-5111 FAX<052>541-5112

〈住む人〉の健康性と〈建物〉の健康性を追求した

健康住宅カゴスのエアサイクルシステム

The diagram illustrates the Kago's Air Cycle System in two modes: Summer (夏) and Winter (冬). On the left, a vertical double-headed arrow icon is labeled 'カゴスソーラーハウス' (Kago's Solar House) with the tagline '健康を思いやる住まい' (A home that cares for health). The main part of the diagram shows a cross-section of a two-story house with two units. In the summer mode (left), arrows indicate air being drawn in from the ground through '開' (open) vents, rising through the rooms, and being exhausted out of the roof. In the winter mode (right), arrows show air being drawn in from the ground through '開' (open) vents, rising through the rooms, and being exhausted out of the roof. The system is designed to maintain a constant temperature and air quality.

健康を思いやる住まい

夏のソーラーシステム 冬のソーラーシステム

日本ホロニックホーム株式会社
株式会社 東海久我 カゴス事業部
名古屋市中区鳴尾1丁目81番地 TEL.(052)611-4565